

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 1 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局公営企業課

令和 6 年能登半島地震に係る地方公営企業施設の
災害復旧事業等に対する地方財政措置等について

令和 6 年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等について、下記のとおり地方財政措置を講ずることを予定しておりますので、「令和 6 年能登半島地震に係る地方公営企業の減収対策企業債等に対する地方財政措置等について」（令和 6 年 2 月 21 日付け公営企業課事務連絡）でご連絡した内容を含めてお知らせいたします。

各地方公共団体におかれては、地方公営企業の実態に即しながら適切な運営を期するよう配慮願います。

各都道府県財政担当課及び各指定都市財政担当課におかれては公営企業関係部局及び自らが構成団体となる一部事務組合等に、各都道府県市区町村担当課におかれては貴都道府県内各市区町村及び一部事務組合等に、周知をお願いします。

記

第 1 災害復旧事業

- 1 水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）及び下水道事業（流域下水道、集落排水施設及び浄化槽に係る事業を含む。以下同じ。）に係る地方財政措置等

（1）一般会計繰出の特例

地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費のうち、各団体の水道事業及び下水道事業ごとにア及びイに掲げる額の合計額からウに掲げる額を控除した額について、それぞれに一般会計から繰り出すことができるものであること。（ア及びイについては、能登半島地震発災以降当該年度までの

総額)

ア 国が事業費の一部を補助又は負担する地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額から国庫補助負担金の額を控除した額

イ 国庫補助負担金を伴わない地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額

ウ 令和2年度から令和4年度までの当該事業の決算における「営業収益から受託工事収益の額及び雨水に係る負担金の額を控除した額」の平均額（経営規模の適正化を実施することその他の事情がある場合は、当該事業が定める収支計画における額等）

(2) 地方債の取扱い

地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費については、次の地方債の取扱いによるものとする。

ア 地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費から国庫補助負担金の額及び(1)による繰出額を控除した額については、公営企業会計において地方公営企業災害復旧事業債を起こすことができるものであること。

イ (1)による繰出額に(1)ア及び(1)イの額の合算額に占める(1)アの額の割合を乗じた額については、一般会計において補助災害復旧事業債を起こすことができるものであること。

ウ (1)による繰出額に(1)ア及び(1)イの額の合算額に占める(1)イの額の割合を乗じた額については、一般会計において一般単独災害復旧事業債を起こすことができるものであること。

(3) 起債協議等に当たっての事業区分

(2)の補助災害復旧事業債、一般単独災害復旧事業債及び地方公営企業災害復旧事業債の起債協議等については、すべて令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第171号）第二の二の1の(一)の(4)（災害復旧事業）によること。

2 港湾整備事業に係る地方財政措置等

(1) 一般会計繰出の特例

地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費のうち、次に掲げる額について、一般会計から繰り出すことができるものであること。（年度ごとの額）

ア 国が事業費の一部を補助又は負担する地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額から国庫補助負担金の額を控除した額の2分の1

イ 国庫補助負担金を伴わない地方公営企業施設の災害復旧事業の事業

費の額の2分の1

(2) 地方債の取扱い

地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費については、次の地方債の取扱いによるものとする。

ア (1) による繰出額のうち、(1) アの額については、一般会計において補助災害復旧事業債を起すことができるものであること。

イ (1) による繰出額のうち、(1) イの額については、一般会計において一般単独災害復旧事業債を起すことができるものであること。

ウ 地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費から国庫補助負担金の額及び(1) による繰出額を控除した額については、公営企業会計において地方公営企業災害復旧事業債を起すことができるものであること。

(3) 起債協議等に当たっての事業区分

(2) の補助災害復旧事業債、一般単独災害復旧事業債及び地方公営企業災害復旧事業債の起債協議等については、すべて令和5年度地方債同意等基準第二の二の1の(一)の(4)(災害復旧事業)によること。

3 災害復旧事業債の取扱い

(1) 補助災害復旧事業債

1 (2) イ及び2 (2) アの補助災害復旧事業債は、対象とする額の100%まで充当できることとし、後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 一般単独災害復旧事業債

1 (2) ウ及び2 (2) イの一般単独災害復旧事業債は、対象とする額の100%まで充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(3) 地方公営企業災害復旧事業債

水道事業及び下水道事業に係る1 (2) アの地方公営企業災害復旧事業債は、対象とする額の100%まで充当できることとし、一部の水道事業を除き(※)、後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じて、その最大50%までを特別交付税により措置を講じる予定であること。

港湾整備事業に係る2 (2) ウの地方公営企業災害復旧事業債は、対象とする額の100%まで充当できること。

なお、病院事業などその他の事業に係る地方公営企業災害復旧事業債は、地方負担の100%まで充当できることとし、後年度における元利償還金に

係る特別交付税措置については、従前の例によること。

※上水道事業については、従前のとおり、以下の要件に該当する事業に対し特別交付税措置を講じる。

①特別交付税に関する省令（昭和 51 年 12 月 24 日自治省令第 35 号）第 2 条第 1 項第 1 号の表第 8 号に定める高料金上水道事業

②市町村（指定都市を除く。）が経営する上水道事業（高料金上水道事業を除く。）で次のいずれかに該当する事業

- ・激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね 20%以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降 5 事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもって補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業
- ・資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上である事業

第 2 資金不足等に係る対応

1 対象団体

石川県又は能登半島地震において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村（以下「特定被災市町村」という。）若しくは特定被災市町村が加入する一部事務組合等とする。

ア 震度 6 弱以上が観測された市町村

イ 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）別表 3 に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は 2 戸をもって全壊 1 戸とする。）

ウ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が 5 %を超えている市町村

2 対象事業

能登半島地震による収入の減少等に伴い建設改良費及びこれに準ずる経費以外の財源に充てるため公営企業債を発行する事業とする。

3 地方財政措置

能登半島地震に伴う料金の減免や事業休止等により資金不足額（法適用事業は地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 15 条第 1 項第 1 号の額から同項第 3 号の額を控除した額をいい、法非適用事業は同令第 16 条第 1 項第 1 号の額及び同項第 2 号の額の合計額をいう。以下同じ。）が発生又は拡大すると見込まれる団体は、令和 5 年度の資金不足額の見込額（令和 3 年度決算又は令和 4 年度決算で資金不足額が生じている場合は、令和 3 年度決算にお

ける当該額又は令和4年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額とする。)について地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第1号の規定により資金手当のための公営企業債(以下「令和6年能登半島地震減収対策企業債」という。)が発行できるものであること。

なお、令和6年能登半島地震減収対策企業債の協議においては、同意等基準第二の一の2(1)等に基づき、事業継続の可能性や当該令和6年能登半島地震減収対策企業債の償還の見込み等収支計画を踏まえて行うものであること。

また、発行済の令和6年能登半島地震減収対策企業債の償還利子の2分の1の額を一般会計から繰り出すことができること。なお、当該繰出しに係る所要の特別交付税措置を講じる予定であること。

第3 被災地域の応援等に要する経費

地方公営企業の会計と他会計との間では、事務の性質又は事業の責任の帰属等に応じ費用を分担することが適切であり、能登半島地震に係る被災地域の応援等に要する経費についても、以下のとおり取り扱うことが適当である。

(1) 一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等について地方公営企業が応援等を行った場合には、それに要する経費を一般会計又は他の特別会計が適切に負担すべきものであること。

(2) 被災した他の地方公共団体に対する企業職員の派遣、地方公営企業の物資の提供などの応援等に係る経費については、一般会計が公営企業会計に繰り出すことが適当であること。

また、災害により被災した都道府県又は市町村の要請等により行った被災団体の応援等に要した経費で公営企業会計に繰り出した額(災害救助法により災害救助費の対象とされる経費を除く。)については、所要の特別交付税措置を講じることとされていること。